萩市低入札価格調査制度実施要領

令和４年１０月１日制定

（趣旨）

第１条 この要領は、萩市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項の建設工事をいう。以下「工事」という。）における地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項（第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条 この要領の低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で契約の相手方となるべき者が当該契約の内容に適合した履行が行われないおそれがあるかどうかを判断するために実施する調査をいう。）の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、設計金額が１，０００万円以上のものとする。

（調査基準価格の設定）

第３条 低入札価格調査を行う基準となる価格(以下｢調査基準価格｣という。)の設定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格算出の基礎となった「直接工事費の９．７/１０＋共通仮設費の９/１０＋現場管理費の９/１０＋一般管理費の６．８/１０（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）」に１０分の９．８を乗じて得た額（小数点以下切捨て）

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格算出の基礎となった「直接工事費（直接工事費から現場管理費相当額を減じた額をいう。第４号において同じ。）の９．７/１０＋共通仮設費の９/１０＋現場管理費（現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額をいう。第４号において同じ。）の９/１０＋一般管理費の６．８/１０（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）」に１０分の９．８を乗じて得た額（小数点以下切捨て）

(3) 前２号の規定にかかわらず、それぞれ算出した額が、予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９．２とし、１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７．５とする（当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）。

(4) 工事の特殊性等から第１号及び第２号の規定により難いもの

予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲内で予定価格の決定者が定める割合を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）。

２ 前項第２号の場合において、現場管理費相当額は、次に掲げる額とする（当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）。

(1) 昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事　直接工事費に１０分の２を乗じて得た額

(2) 前号以外の工事　直接工事費に１０分の１を乗じて得た額

（入札参加者への周知）

第４条 入札執行者は、入札に参加しようとする者に次のことを周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は調査を実施すること。

(3) 調査結果によっては、最低入札者であっても落札者とならない場合があること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（落札の保留）

第５条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して落札を保留することを宣言し、入札を終了する。

（低入札価格調査の実施）

第６条 入札執行者は、前条の規定により入札を終了した場合において、当該入札の最低価格入札者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて判断するため、低入札価格調査を実施するものとする。

２ 入札執行者は、低入札価格調査を実施するに当たり、調査実施の旨の連絡をした日の翌日から起算して４日以内（週休日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）による休日等及び年末年始の休日等を除く。）に次に掲げる資料を提出させ、低入札価格調査の実施概要を作成するものとする。

(1) 低入札価格調査表

(2) 内訳及び見積額

(2) 手持工事の状況

(4) 労務者の確保計画

(5) 下請予定業者一覧表

(6) 手持資材一覧表

(7) 購入予定資材一覧表

(8) 手持機械一覧表

(9) 安全対策の計画

(10) 品質確保の計画

(11) 過去に施工した公共工事

(12) 建設副産物の搬出予定地

(13) 低入札技術者選任届

（判断基準）

第７条 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める低入札調査判断基準に基き行うものとする。

（低入札価格調査委員会）

第８条　入札執行者は、萩市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に前条の調査結果を報告し、意見を求める。

（契約の相手方の決定）

第９条 入札執行者は、委員会の意見を聴いた後、落札者を決定する。この場合において、当該調査対象者を落札者としないことを決定したときは、次順位の入札者を対象に調査を実施する（次順位の者の入札価格が調査基準価格以上である場合は調査を要しない。）

（入札参加者への通知）

第１０条　入札執行者は、前条の規定により落札者が決定されたときは、次の各号により入札参加者に通知する。

(1) 当該調査対象者を落札者とする場合

調査の結果、調査対象者と契約しても契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、当該落札者が落札した工事に係る入札に参加した者全員（辞退者等除く。）にその旨を書面で通知する。

(2) 当該調査対象者を落札者としない場合

　調査の結果、当該調査対象者を落札者としないことを決定したときは、当該調査対象者に対して落札者としない旨を適宜の方法により通知する。

　（その他）

第１１条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１ この要領は、令和４年１０月１日から施行する。

（萩市低入札価格調査実施要領の廃止）

２ 萩市低入札価格調査実施要領（平成３０年４月１日制定）は、廃止する。

　　　附　則

　この要領は、令和５年１０月１９日から施行する。